

重要事項説明書

かとう内科並木通り診療所

短期入所療養介護及び
介護予防短期入所療養介護

様

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、介護保険法に基づき当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

目次

1. 事業者の概要
2. ご利用施設及び施設の目的
3. 運営の方針
4. 職員の体制及び勤務体制
5. 入所、利用者の定員
6. 施設サービスの内容及び利用料等について
7. サービス利用に当たっての留意事項
8. 事故発生の防止及び発生時の対応
9. 非常災害対策
10. 緊急時の対応
11. 要望及び苦情等の相談
12. 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
13. 虐待の防止のための措置に関する事項
14. 成年後見制度の活用支援について

1、 事業者の概要

事業者名称	かとう内科並木通り診療所
所在地	〒702-8058 岡山市南区並木町2丁目27番5号
法人種別	医療法人社団
代表者名	加藤 恒夫
電話番号	Tel 086-264-8855 FAX 086-264-8846

2、 ご利用施設

施設の種類	短期入所療養介護
施設の目的	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の理念に基づき、要介護状態にある高齢者に対して適切な指定短期入所療養介護施設サービス(以下「サービス」という。)を提供することを目的とする。
施設の名称	かとう内科並木通り診療所 短期入所療養介護
所在地	〒702-8058 岡山市南区並木町2丁目27番5号
代表者名	加藤 恒夫
電話番号	Tel 086-264-8855 FAX 086-264-8846

3、 運営の方針

サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行うものとする

- ・サービスは4日以上にわたり継続して入所する利用者については短期入所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- ・短期入所療養介護事業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導または説明を行うものとする。
- ・指定短期入所療養介護従事者は、サービスの担当にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- ・指定短期入所療養介護従事者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

4、 職員の体制及び勤務体制及び職務内容

職務内容

管理者:常勤にて専ら事業所の職務に従事し、短期入所療養介護従事者および指定介護予防短期入所療養介護従事者(以下「従事者」という)の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

医師 :利用者に対して、診療及び健康管理上の指導を行う。

薬剤師：利用者の薬学的管理、服薬指導を行う。

看護職員：利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

介護職員：利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

管理栄養士：食事の栄養計算、献立作成のほか利用者に対する栄養指導を行う。

理学療法士、作業療法士：利用者に対する機能訓練を計画的に行う。

介護支援専門員：利用者に対し、サービス計画書の作成、評価を行う。

施設に勤務する従業者の職種、員数、勤務体制は次のとおりとする。

職 種	員 数	勤務体制
管理者(医師)	1名 常勤1名	日勤 8:30～17:00
医師	4名 常勤4名	日勤 8:30～17:00 当直17:00～ 8:30
看護職員	10名 常勤9,非常勤1	日勤 8:30～17:00 当直16:30～ 9:00
理学療法士	4名 常勤4名	日勤 8:30～17:00
作業療法士	1名 常勤1名	日勤 8:30～17:00
管理栄養士	1名 常勤1名	日勤 8:30～17:00
介護職員	4名 常勤3名 非常勤1名	日勤 8:30～17:00 早出 7:30～16:00 遅出10:00 ～18:30 当直16:30 ～ 9:00
介護支援専門員	1名 非常勤1名	日勤 8:30～15:30

5、入所利用者の定員

指定短期入所療養介護施設の入所利用者の定員は6人とする。

6、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの内容、利用料等について

一、サービスの内容については次のとおりとする。

①要介護認定申請に係る代行

②短期入所療養介護及び介護予防喚起入所療養介護サービス計画の作成、実施、評価

③療養上の訓練

④機能訓練

⑤日常生活における看護及び医学的管理下における介護

⑥食事及びその他のサービス

二、指定短期入所療養介護の利用料は厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、

サービスが法定代理受領サービスであるとき、利用料は 1 割、2割もしくは3割の額及び食事の標準負担額とする。

三、前項以外の利用料については別表 1 のとおりとする。

四、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して金額等を明示した文書により説明を行い、書面により同意を得るものとする。

7、サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の留意事項は、次のとおりとする。

- 一、入所に際しては、サービス提供開始前にあらかじめ利用者及びその家族に重要事項説明書及び契約書を提示して、説明し、契約を締結すること。
- 二、施設内で他の利用者に対して迷惑をかける行為をしないこと。
- 三、施設内で病床等を病状等によりやむを得ず変更することがあります。
- 四、貴重品の管理については、利用者又はその家族の責任において管理すること。
また、個人の持ち物については、氏名を明記する等所有者を明確にし、その紛失及び盗難については施設側は一切責任を負えません。

8、事故発生の防止及び発生時の対応

(事故発生の防止及び発生時の対応)

1、事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備

三 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的実施

2、事業者は、利用者に対する短期入所療養介護計画および介護予防短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3、事業者は、短期入所療養介護計画および介護予防短期入所療養介護利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4、事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

9、非常災害時の対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を置き非常災害対策を行う。

- 一、防火教育及び基礎訓練(消火、通報、避難及び救出等の訓練年 2 回
- 二、利用者を含めた総合訓練 年 2 回
- 三、定期的な消火設備の整備点検等消化器等設備点検年 2 回総合点検年 1 回

10、緊急時の対応

当診療所にて医療上適切な措置をとらせていただき、緊急時の場合は「同意書」に

御記入いただいた連絡先に連絡いたします。

11、要望及び苦情等の相談

(1) 当事業所における苦情の受付窓口

岡山市南区並木町2丁目27-5

かとう内科並木通り診療所 短期入所療養介護施設

電話(086)264-8855(代) 解決責任者 :加藤 恒夫 担当者:信正 早苗

※担当者不在の場合は、他の職員が承ります。

(2) 電話、来所、意見箱(外来及び2階廊下に設置)への投書等によりお受けしています。要望や苦情等ございましたら速やかに対処させていただきます。

(3) 公的な苦情の申し立て窓口

岡山市事業者指導課 施設係	(086)212-1014 Fax(086)221-3010
玉野市介護保険課	(0863)32-5534 Fax(0863)32-5526
岡山県国民健康保険団体連合会	(086)223-8811 Fax(086)223-9109

12、身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

指定介護療養医療施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

13、虐待の防止のための措置に関する事項

入院患者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずる

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

二、事業者は、指定介護療養医療施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入院患者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14、成年後見制度の活用支援について

利用者と適正な契約手続入院患者等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う

附 則

この規程は令和 5年 3月 1日から施行する。

この規定は令和 5年 4月 1日から施行する

この規定は令和 6年 8月 1日から施行する

別表 1

利用者負担段階別料金

(単位:円/日)

【利用者負担第 1 段階】・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者

・生活保護受給者

居住費(従来型室)	居住費(多床室)	食 費
550	0	300

【利用者負担第 2 段階】・市町村民税世帯非課税であつて、課税年金収入額と
合計所得金額の合計が 80 万円以下の方

居住費(従来型室)	居住費(多床室)	食 費
550	430	600

【利用者負担第 3 段階】・市町村民税世帯非課税であつて、利用者負担第 2 段階
以外の方

・市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される方

居住費(従来型室)	居住費(多床室)	食 費
1,370	430	1000/1300

【利用者負担第 4 段階】・上記以外の方

居住費(従来型室)	居住費(多床室)	食 費
1,750	450	1530

※送迎加算、リハビリテーション費用は含んでいません。

■1 日あたりの食費の内訳は、以下のとおりとする。

朝食：380 円 昼食：600 円 夕食：550 円

■別途下記料金が設定されています。

・病室に備え付けのテレビ使用代 日額 300 円

・持ち込み電気器具の電気代 日額 100 円

別表 2

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1，あなたの状態が下記のＡＢＣを全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
- 2，ただし、解除することを目標に検討を行うことを約束いたします。

記

A、入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
B、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない。
C、身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束、行動制限の必要 な理由	
身体的拘束、行動制限 の方法 (場所、内容、部位)	
拘束、行動制限の時間 帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束行動制限の開始、 及び解除の予定	年 月 日 時より 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

短期入所療養介護 かとう内科 並木通り診療所

医師

実施責任者

【利用者・家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

(本人との続柄)

当事業所は、短期入所療養介護サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

【 住所 】 〒702-8058 岡山市 南区並木町 2丁目 27番 5号

【 氏名 】 医療法人社団 かとう内科 並木通り診療所
理事長 加藤 恒夫

【 説明者】 氏名.....

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、短期入所療養介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者:【 氏名 】.....

【 住所 】.....

親族 【 氏名 】.....

【 住所 】.....